

**平成27年4月1日から死亡牛のBSE検査対象月齢が、
現行の24ヶ月齢以上から48ヶ月齢以上に上げられます！**

主な改正理由

- ・ 飼料規制等のBSE対策を開始してから10年以上経過していること
- ・ 国内で36頭発生したが、出生年月で見ると飼料規制開始（2001年10月）直後の2002年1月生まれの牛を最後に発生が無いこと
- ・ 2013年に「無視できるBSEリスク」の国に認定されたこと
- ・ 世界的にも発生が少ないこと（2013年 7頭）
- ・ 低月齢での発生がないことから、厚労省がと畜のBSE検査の対象月齢を48ヶ月齢以上に上げたこと（2013年7月）

死亡した牛の届出

48ヶ月齢以上の牛が死亡した場合には、現行と同様に、死体検案した獣医師（NOSAI獣医師の検案等）又は、獣医師による検案を受けていない場合には所有者が、遅滞無く管轄の家畜保健衛生所へ届出をお願いします。

家畜の病気に関するお問合せは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・**0551-22-0771** FAX・・・**0551-22-6728**

夜間の連絡は・・・**090-5564-1018**

土日・休日の連絡・**090-5564-1018** 又は**090-5568-0817**